

令和7年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和7年9月29日（月）

〔委員会の概要 こども未来部関係〕

出席委員

委員長 東条 恭子
副委員長 山西 国朗
委員 大塚 明廣
委員 元木 章生
委員 井川 龍二
委員 竹内 義了
委員 浪越 憲一
委員 岡 佑樹
委員 曽根 大志

議会事務局

議事課副課長 山田久美子
議事課課長補佐 一宮 ルミ
議事課主任 鷹取 加奈

説明者職氏名

〔こども未来部〕

部長 原内 孝子
副部長 犬伏 伴都
こども未来政策課長 河井美智子
子育て応援課長 玉岡あき子
こども家庭支援課長 吉田 恵司
男女参画・青少年課長 内海三枝子
中央こども女性相談センター副所長 美吉 克春

【報告事項】

なし

東条恭子委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これよりこども未来部関係の調査を行います。

こども未来部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

原内こども未来部長

理事者において、報告すべき事項はございません。
どうぞよろしくお願ひいたします。

東条恭子委員長

それでは、これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

竹内義了委員

それでは、こども家庭センターのことについて少しお伺いしたいと思います。
令和4年に児童福祉法が改正されて、昨年度から、自治体でこども家庭センターを設置する努力義務ということで進んでいると思いますけれども、現在の県内の自治体のこども家庭センターの設置状況についてお伺いしたいと思います。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、こども家庭センターの設置状況につきまして御質問を頂きました。
こども家庭センターにつきましては、委員からも御紹介がありましたとおり、令和4年成立の改正児童福祉法におきまして、全市町村がその設置に努めることとされたところでございます。

これまで、市町村の子供や子育て世帯への支援につきましては、母子保健に係る子育て世代包括支援センターと、児童福祉に係る子ども家庭総合支援拠点が連携して相談支援を行ってきたところでございますが、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能、役割を維持しながら組織を一体化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子供を対象とした相談機関、こども家庭センターの設置を進めることとされました。

本県の設置状況につきましては、令和7年4月1日現在で14市町に設置されているところでございます。

竹内義了委員

今、全市町村に設置できていない状況を言われたわけですけれども、こども家庭センターの中身を少し触れていただきましたが、一つは母子保健と児童福祉、市町村によっては恐らく違う組織の中でこれまで取り組んでいたことを一体的にして、子供の支援をするということで、組織的に課題はいろいろあると思います。

そういうことが、全市町村に設置できていないところにつながっているのかも分かりませんが、市町村ごとにばらつきがあると、そこの自治体でお住まいになっている子供やお母さんや御家庭に、いろんな課題がある中で、個人的には県として全市町村に設置を求めていくべきだろうと思います。

そういうことについて、県として今後どのように取り組んでいかれるかお伺いしたいと思います。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、県内全市町村に設置を進めるべきではないかという点と、県としてどのように取り組むかということで御質問を頂きました。

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえまして、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化を行うこども家庭センターの設置は重要と考えておりますが、本年4月からを計画期間としております徳島県こども計画におきましても、全市町村への設置を目標としているところでございます。

県におきましては、これまで各種機会を通じて市町村に設置を呼び掛けますとともに、市町村を対象とした研修会を開催しまして、母子保健と児童福祉の一体的支援の取組や課題の共有を図ってきたところでございます。

さらに、今年度は、国のモデル事業であるこども家庭センター設置・機能強化促進事業に応募しましたところ、採択いただきまして、先月より、センター未設置の町村につきましては設置に向けて、センター設置済みの市町については機能強化に向けて、それぞれグループに分かれてワークショップを開催しているところでございます。年度内にグループごとに4回開催予定でございまして、本事業が各市町村において設置や機能充実につながることを期待しているところでございます。

児童虐待の未然防止により児童の健全な育成を図るために、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象とした、児童が育つ家庭環境、養育環境に係る支援が必要であります。今まで支援が行き届かなかった子供や家庭に、より身近な市町村の役割が期待されていますことから、県におきましては、引き続き市町村におけるこども家庭センターの設置に向けた取組を支援してまいりたいと考えております。

竹内義了委員

今、国のモデル事業に採択されたということで進めていっていただいているということですが、もちろん設置ができている自治体も改めて課題が浮き彫りになる部分もあると思いますし、未設置の自治体はもちろん首長の思いもあるんでしょうし、これまでの課題の整理も必要だらうと思いますが、未設置のところで一つ大きな課題だらうと思うのは、統括支援員を置かなければいけないことになっており、統括支援員の求められるスキルが相当高いのではないかと思っています。

先ほども言いましたけれども、微に入り細にわたり、母子保健と児童福祉をきちんと理解されて課題に向き合うのは本当に難しいことだらうと思いますし、現実的には市町村職員が数年で異動してしまうことも含めて、クリアしないといけない部分はあると思っています。

統括支援員の資格を取るには、年間を通じてのオンラインの講習とかいろいろお聞きしていますけれども、結構ハードルが高い内容だと理解していますので、そういった意味で、こども家庭センターの設置ができていない町村が恐らく多いと理解しています。

町村で統括支援員を置くため、先ほどモデル事業でいろいろお示しいただきましたけれども、県として、何かしっかりとしたフォローバック体制が必要ではないかと思っていますが、その辺のお考えについてお伺いしたいと思います。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、統括支援員の確保に向けた支援について御質問を頂きました。

こども家庭センターにつきましては、センター長、それから統括支援員、母子保健機能の運営に係る職員と、児童福祉機能の運営に係る職員を置くこととされているところでございます。

統括支援員は、母子保健と児童福祉の両機能にまたがるマネジメントを行う職員として、センター1か所当たり1名を配置することとされております。

要件としましては、まず一つ目が、保健師、社会福祉士等の資格を有し、一定の母子保健分野又は児童福祉分野の実務経験を有する者。又は、二つ目ですが、母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方又はいずれかにおいて相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。又はとありますて、その他、市町村において上記と同等と認めた者と、3段階に分かれて要件が求められているところでございます。

このうち最後の、市町村において同等と認められた者の例としまして、全国の事例を見てみると、教育に関する業務経験者、これは教育免許保有者ですとか、あるいは福祉に関する業務経験がある者、障がい福祉や高齢者福祉での経験がある者、あるいは社会福祉主任用資格の保有者などを充てるケースも存在しているところでございます。

また、統括支援員に関する研修としましては、こちらも委員から御紹介がありましたけれども、国におけるオンデマンド形式での基礎研修、こちらは年間おおむね18時間程度必要ですが、県におきましても実務研修を実施しているところでございます。

統括支援員の確保に向けましては、先ほど御紹介させていただきましたこども家庭センター設置・機能強化促進事業におけるワークショップを通じましたアドバイザーからの助言、グループ内での意見交換や情報交換のほか、県としましても、情報提供や相談支援にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

竹内義了委員

それなりの資格が必要な職種だと思っていますので、市町村にそれなりの人材がいる場合は対応できるんだろうけれども、難しいケースも多いと理解します。

市町村レベルでいうと、恐らく保健師さんが何らかの対応をして統括支援員になっていくというケースが多いのではないかと理解していますが、全市町村で、統括支援員が確保できなければこども家庭センターを置けないわけですから、そこの確保に向けて取組をお願いしたいと思います。

もう一つは、こども家庭センターが設置できて、今、事業を行っている自治体の担当者レベルでいうと、結構大変な業務だとお伺いしています。

割と心が折れるような話があったり、冒頭、課長がおっしゃったように、子供の虐待のこととか、そこへ真剣に向き合わなければいけないということで、こども家庭センターを設置しても大変な状況で、児童相談所に送るケースもあるでしょうし、こども家庭センターの中で一生懸命努力されて、解決に向けてやることも多いです。その場合、自治体にそれなりの施設や制度がないと難しいこともあるのではないかと思っています。

例えば、こども家庭センターがサポートプランを作成する事業で、子育て世帯訪問支援事業とか、子どもの居場所支援とか、ペアレントトレーニングとか、そういうこともい

いろいろ対応しないといけないことがあります、市町村によってはそういういた受皿がない自治体もあるのが現実で、そういうときにどう対応していいのかと悩まれているケースも多いとお聞きしています。

徳島市内とか近隣であれば、まだ対応が可能な状況もあるけれども、中山間地や地方の自治体に行けば行くほどそういう受皿がまづないということで。なかなか国が求めている取組自体が難しい状況で、そういうところも改善に向けていろんなことを考えていかなければいけないと思っていますし、先ほども少し申しましたけれども、児童相談所も大変ではないかと思います。

ですから、何が言いたいかというと、県それから児童相談所や市町村としっかりと連携をとっていただいて、ここ1年で始まる事業ですから、それぞれの課題やできること、できないことをいろいろ意見交換していただいて、児童相談所も含めてしっかりした体制を作っていっていただきたいと思います。

今、いらっしゃっていますけれども、中央こども女性相談センターが例えば人手不足であるとか、そこはそこで結構心が折れるケースとかいろんなことを情報として聞いておりますけれども、そこもクリアしていかないと、県内全体でこども家庭センターを設置して子供の支援、母子保健をしっかりとやっていく体制はなかなかとれないと思いますので。この機会に、改めてしっかりした人員と予算と組織体制を作り上げてほしいという思いでいます。

なかなかすぐに改善できることは少ないかも分かりませんが、国が求める方向性をしっかりと県でやっていって、お父さん、お母さんが子育てしやすい環境づくりを求めていってほしいと思います。

それと、これも今の話の続きで全く個人的な見解ですけれども、市町村に専門的な人材が少ないのが実情だろうと思います。

何らかのケースがあったときに、児童相談所に頼らざるを得ないというところで、児童相談所もなかなか大変になっていく、変な悪循環があるのではないかという個人的な思いもありますので、是非、人的な予算とかそういったところもしっかりと配慮していただきて、まずは県内の自治体の相談がこれまで以上に受けられる児童相談体制を作っていくことを目指してほしいと思います。これは要望です。

それから、国の制度として、こども家庭センターや子育て支援に関する予算、補助金とかがあると思いますけれども、聞いたところによると、しっかりと勉強したわけではないですが、会計年度任用職員ぐらいの予算しか補助金としては充てられないみたいなことを聞いたことがございますので、国への要望としてしっかりと予算や補助金を求めていくということも、併せてお願ひしたいと思います。

要望ばかりになりましたけれども、また後ほど教育委員会にもお伺いしますが、課題があると思いますので、教育委員会ともしっかりと連携してください。お願ひして終わります。

山西国朗副委員長

私から、1点、特定免許状失効者管理システムについてお尋ねいたします。

先般、こども未来部ではありませんけれども、教育委員会から、不同意わいせつで起訴された小学校講師を懲戒免職処分にしたという発表がございました。大変残念であります

し、由々しき事態だと思っています。

そういうこともあったので質問させていただければと思うんですが、令和4年4月1日から教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されまして、令和5年4月1日から文部科学省において整備されましたデータベース、DBと言っておりますが、データベースである特定免許状失効者管理システムについて、各採用権者において活用が義務付けられたところであります。

過去に、児童生徒への性暴力あるいはわいせつ事案を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みでありますと、大変意義深い制度だと思っています。

国の統計でも、性犯罪の再犯率は14%といわれておりますと、非常に高い傾向がありますので、こういったDBあるいは、この質問の後にもお尋ねしますが、今後活用されますDBSのシステムは大変有効な制度だと考えております。

そこでDB、データベースの法律の趣旨、制度の概要についてお尋ねいたします。

河井こども未来政策課長

ただいま山西副委員長より、特定免許状失効者管理システムの御質問を頂きました。

当システムにつきましては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に伴いまして、過去に児童生徒性暴力等を行った者が再び教壇に立つことを防ぐための仕組みの一つとして、教育委員会、学校法人など、教育職員等の採用権者が児童生徒への性暴力等により教員免許状を失効、取上げとなった特定免許状失効者の情報を検索できる機能を有したシステムとして、文部科学省において構築されまして、令和5年4月1日から稼働しているところでございます。

教育職員等が児童生徒への性暴力等により教員免許状を失効、取上げとなった場合において、免許管理者において、法の施行日以前の過去の情報も含めて少なくとも40年間分の当該者の情報がシステム上記録されまして、各教育委員会や学校法人などの採用権者におきましては、学校の教育職員等を任命又は雇用しようとする時に、当該システムを活用することが義務化しております。

各任命権者において、当該システムで検索し採用希望者が特定免許状失効者であった場合は、その情報を端緒として、採用面接等を通じ経歴等により詳細な確認を行うなど、慎重に適切に任命又は雇用の判断を行う必要があるとされております。

山西国朗副委員長

このDB、データベースを活用しているかどうかでございますけれども、委員会ではありませんが事前に県教育委員会にも聞いてみたところ、県教育委員会としては既に100%活用しているということありました。

幼稚園の部分は市町村が採用しておりますので、今、そのデータは集計中でまだまとまっていないということですが、一方で、こども未来政策課が所管をしておりますのは、私立学校の学校法人のデータだと思います。

県内の私立学校の学校法人における活用状況について、どのように把握されているのかお尋ねいたします。

河井こども未来政策課長

ただいま山西副委員長より、県内の学校法人における活用状況について御質問を頂きました。

徳島県においては当該データベースの対象となる学校法人が12法人あります、私立学校においては高等学校が4校、中学校が2校、小学校が2校、幼稚園などが11園、計19校を所管しているところでございます。

県内のシステムのユーザー登録の状況におきましては、申請中も含めまして12の学校法人全てが登録できている状況でございましたが、活用につきましては、少なくとも4法人ができていない状況でございました。

現在、文部科学省において当該システムの活用状況についての調査が行われているとのことでありますので、その調査結果も踏まえまして、県におきましても、法令上、当システムの活用が義務化されていることに鑑み、引き続き所管する学校法人に対しまして、法律の趣旨及び当システムの周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

山西国朗副委員長

法律上義務化されておりますから、法令順守の観点からも活用されるべきものだと思います。

しかしながら、先ほどの課長の答弁でも、少なくとも4法人が未活用だということでございました。ちなみに、この4法人はどこの法人なのかお尋ねします。

河井こども未来政策課長

ただいま山西副委員長より、活用ができていない4法人について御質問がございましたが、今のところ、4法人とも事情がそれぞれござりますので、現時点での公表することは控えさせていただきたいと思っております。

山西国朗副委員長

これは是非、県民の皆様方あるいは保護者の皆様方も活用しているのかどうかは知りたいだろうし、知るべきだと思います。

現時点での公表を控えるということでございますが、私は、状況を見ながらしっかりと公表、公開するべきだと考えております。

なぜ未活用なのかも含めて、各法人の現場にしっかりと聞き取り調査を行うなど、しっかりと検証する必要があるだろうと思っています。あるいは、毎年監査を実施していると思いますので、DBを活用しているかどうかについて項目に追加するなど、今後、厳しく対応していく必要があると思いますが、改めて今後の方針についてお尋ねいたします。

河井こども未来政策課長

ただいま山西副委員長より、今後の学校法人に対する活用の周知ということで御質問を頂きました。

こども未来政策課におきまして、監査で年に12校に参っているところでございますので、その監査の時に、当システムの趣旨、活用について周知徹底を図ってまいりたいと思って

おります。

山西国朗副委員長

よく分かりました。しっかりと徹底していただきたいと思います。

日本版D B Sについても、準備状況についてお尋ねしたいと思います。昨年6月に成立了しました、こども性暴力防止法に基づく日本版D B Sでありますけれども、イギリスのD B S制度を参考にしており、事業者に対し、子供に接する仕事に就く人について性犯罪歴の確認を義務付ける制度であります。

日本版D B Sが施行されましたら、過去の性犯罪歴が確認でき、児童に関わる業務に従事させないこととなるため、児童を性暴力から守る有効な手段になると考えております。

施行されたら、保育所もこの制度に入ってくるかと思いますので、施行期日と施行に向かた現在の準備状況についてお尋ねいたします。

吉田こども家庭支援課長

ただいま、日本版D B Sにつきまして御質問を頂きました。

いわゆる日本版D B Sにつきましては、令和6年6月に成立しましたこども性暴力防止法に基づく制度で、事業者が、子供と接する仕事に就く人の性犯罪歴を国に確認し、犯罪歴がある場合は就労を制限するものであります、令和8年12月25日施行予定となっております。

性犯罪歴の確認が義務付けられるのは、小中学校や保育所、児童養護施設をはじめとした児童福祉施設などとなっており、一方、放課後児童クラブや学習塾などは任意で、国が認定した場合に確認が可能となっております。

事業者は、犯罪歴が確認されたり性暴力のおそれがあると判断された場合に、配置転換などの措置をとる必要がございます。

制度詳細につきましては、現在、国のことこども性暴力防止法施行準備検討会において議論されているところであります、先日、中間取りまとめが策定されたところでございます。

今後、年内をめどに内閣府令等の下位法令を定めるとともに、ガイドライン等の策定が予定されているところでございます。

県としましては、今後開催予定の国の説明会などを通じ制度の把握に努めますとともに、来年12月の施行に向けて、教育委員会をはじめ関係部局と連携を密に図り、適切に対応してまいりたいと考えております。

山西国朗副委員長

来年12月から、いよいよ日本版D B Sが始まるということになります。

私立保育所の数も大変多いわけですから、法の趣旨を十分事業者にお伝えいただき活用を促していただきたいと思いますし、法施行に向けてしっかりと準備していただけようにお願いして、質問を終わります。

東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上でこども未来部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時03分）